

■相談窓口の設置や相談員の配置に関する国の関与について（他分野との比較）■

	主な分類	福祉事務所 ⑤	警察 ④	消防 ③	学校 ④	図書館 ②	児童相談所 ④	労働基準監督署⑥
自治事務	① 国は設置等の基準の「目安 ¹ 」を設けず、財政面の支援も行わない。							
	② 国は設置等の基準の「目安」を設けないが、財政面の支援を行う。 例：○地方消費者行政活性化交付金における財政支援					(公立図書館) ○公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。(図書館法第10条) ○文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。(図書館法第7条の2) ※「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示第132号)		
法定受託事務	③ 国は設置等の基準の「目安」を設け、財政面の支援を行う。			(消防本部、消防署) ○市町村は、消防本部、消防署及び消防団の全部又は一部を設けなければならない。(消防組織法第9条)(定員) ○市町村が目標とすべき消防力(施設・人員)の整備水準が示されている消防力の整備指針(平成12年1月20日消防庁告示第1号)に基づき、管轄区域・定員を条例で定めることとされている。	(小学校、中学校) ○市町村は、小学校(中学校)の設置義務あり(学校教育法第38条及び第49条) (教職員) ○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づく定数を標準とし、教職員の定数を条例で定めることとされている。(高校は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に基づく)	(財政措置) ○国は、予算の範囲内で、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。(図書館法第20条第1項及び第2項、図書館法施行令) →実際には予算はつけられていない。 ○なお、図書館に関する経費は、社会教育費(社会教育施設費)において、地方交付税交付金の基準財政需要額に算入されている。	(児童相談所) ○都道府県は、児童相談所を必置(児童福祉法第12条)。 (児童福祉司) ○児童相談所に児童福祉司を置かなければならない(児童福祉法第13条)。→児童福祉司は、政令の定めるところにより児童相談所長が定める担当区域により、職務を行う。(児童福祉法第13条第4項) →担当区域は、保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね五万から八万までを標準として定めるものとする。(児童福祉法施行令第2条) ※児童相談所運営指針(厚生(労働)省児童家庭局長通知)により、児童相談所の組織の標準、職員構成等が定められている。	
	④ 国は設置等の基準(義務的なもの ²)を設け、財政面の支援を行う。	(福祉事務所) ○都道府県・市(特別区を含む)においては必置。(社会福祉法第14条第1項) ○町村については、設置することが「できる」。なお、設置した場合、法定受託事務とされる。 (所員) ○所員の定数は条例で定めるとされ、現業を行う所員の数について、「標準」として定める数が規定されている。(社会福祉法第16条第1項) →例：都道府県の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が390以下であるときは、6とし、被保護世帯の数が65を増すごとに、これに1を加えた数。 (財政措置) ○生活保護に要する経費を国が一部負担(地方財政法第10条第4号) ○なお、生活保護費は、地方交付税交付金の基準財政需要額に算入されている。 ○国は、政令の定めるところにより、市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の4分の3を負担しなければならない(生活保護法第75条) ※所員の人件費は含まれていない。	(都道府県警察、警察署) ○都道府県に都道府県警察を必置(警察法第36条第1項) ○都道府県の区域を分ち、管轄する警察署を置く(警察法第53条第1項)。→区域の基準は警察法施行令で定められている。 (警察職員) ○地方警察職員の定員は、政令で定める基準に従い、条例で定める。(警察法第57条第2項) →地方警察職員たる警察官の定員及びその階級別定員の基準(警察法施行令)。 (財政措置) ○都道府県警察に要する経費で政令で定めるものは、国が支弁。(警察法第37条第1項) →例：警視正以上の俸給、警察通信施設の維持管理に要する経費など ○都道府県の支弁に係る都道府県警察に要する経費については、国がその一部を補助(警察法第37条第3項、警察法施行令第3条) ○なお、警察費は、地方交付税交付金の基準財政需要額に算入されている。	(消防本部、消防署) ○市町村は、消防本部、消防署及び消防団の全部又は一部を設けなければならない。(消防組織法第9条)(定員) ○市町村が目標とすべき消防力(施設・人員)の整備水準が示されている消防力の整備指針(平成12年1月20日消防庁告示第1号)に基づき、管轄区域・定員を条例で定めることとされている。 (財政措置) ○原則、市町村の消防に要する費用は、当該市町村が負担(消防組織法第8条)。ただし、消防施設を購入(設置)しようとする市町村にその費用の一部を補助することが可能(消防組織強化促進法)。 ○なお、消防庁長官の指示により、出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費については、国が負担(地方財政法第10条第27号、消防組織法第49条) ○なお、市町村において、消防費は、地方交付税交付金の基準財政需要額に算入されている。	(小学校、中学校) ○市町村は、小学校(中学校)の設置義務あり(学校教育法第38条及び第49条) (教職員) ○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づく定数を標準とし、教職員の定数を条例で定めることとされている。(高校は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に基づく) (財政措置) ○義務教育職員の給与に要する経費は国が一部負担(地方財政法第10条第1号) →国が都道府県の実支出額の原則1/3を負担。(義務教育費国庫負担法、市町村立学校職員給与負担法) ○なお、小学校費、中学校費、高等学校費は、地方交付税交付金の基準財政需要額に算入されている。	(公立図書館) ○公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。(図書館法第10条) ○文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。(図書館法第7条の2) ※「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示第132号) (財政措置) ○国は、予算の範囲内で、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。(図書館法第20条第1項及び第2項、図書館法施行令) →実際には予算はつけられていない。 ○なお、図書館に関する経費は、社会教育費(社会教育施設費)において、地方交付税交付金の基準財政需要額に算入されている。	(児童相談所) ○都道府県は、児童相談所を必置(児童福祉法第12条)。 (児童福祉司) ○児童相談所に児童福祉司を置かなければならない(児童福祉法第13条)。→児童福祉司は、政令の定めるところにより児童相談所長が定める担当区域により、職務を行う。(児童福祉法第13条第4項) →担当区域は、保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね五万から八万までを標準として定めるものとする。(児童福祉法施行令第2条) ※児童相談所運営指針(厚生(労働)省児童家庭局長通知)により、児童相談所の組織の標準、職員構成等が定められている。 (財政措置) ○児童相談所に要する費用は、都道府県の支弁(児童福祉法第50条第3号及び第9号)。 ○児童相談所の「一時保護施設」の運営費については、国が2分の1負担している。 ※平成18年に、地方財政法第10条の規定から「児童相談所に要する経費」が削除されている。ただし、児童一時保護所に要する経費については、同法第14号に規定。 ○なお、都道府県において、児童相談所費は、地方交付税交付金の基準財政需要額に算入されている。	
国の直轄事業	⑥ 国の事業として予算・人員を配分。							(労働基準監督署) ○労働基準監督署の名称、位置及び管轄区域は、厚生労働省組織規則第789条(別表第4)において定められている。 ※労働基準監督署→平成21年度末で、全国321か所。 (財政措置) ○国の事業として予算・人員を配分。

¹ 「目安」とは、「義務的なもの」に該当しないものの、定量的な基準が設けられているものとした。なお、定性的な基準については、「目安」を設けないものとして分類した。

² 「義務的なもの」とは、地方分権改革における義務付け・枠付けの概念に沿って位置づけたものである。